



佐賀県公報

平成18年
1月16日
(月曜日)
第 12704号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○救急病院の認定	(二四・医 務 課) 一
○漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生	(二五・生産者支援課) 一
○平成十七年度木材業者及び製材業者の登録事項の変更	(二六・林 業 課) 一
○解除予定保安林の取消し	(二七・森林整備課) 二
○道路の区域の変更	(二八・道 路 課) 二
○ "	(二九・ ") 三
○道路の供用開始	(三〇・ ") 三
○道路の区域の変更	(三一・ ") 三
○道路の供用開始	(三二・ ") 四
○公共測量の実施	(土地対策課) 四

○ 告 示

◎佐賀県告示第十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古 川 康

名 称	所 在 地	認 定 期 限	備 考
織田病院	鹿島市大字高津原四三〇六番地	平成一七年二月一七日から平成二〇年二月一六日まで	

犬塚病院

鹿島市大字高津原六〇二番地三
平成一七年二月二七日から平成二〇年二月二六日まで
内科系

◎佐賀県告示第十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

早津江加入区

◎佐賀県告示第十六号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和二十七年佐賀県条例第五十二号）第七条第二項の規定により、平成十七年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古 川 康

木 材 業 者					
登録 番号	登 録 年月日		住 所	名 称	役職名及び氏名
佐木伊 第5号	平成18年 1月4日	変更前	伊万里市大坪町乙337番地	伊万里西松浦森林組合	代表理事組合長 西 常男
		変更後	伊万里市大坪町丙140番地 1	”	”
製 材 業 者					
登録 番号	登 録 年月日		住 所	名 称	役職名及び氏名
佐製伊 第5号	平成18年 1月4日	変更前	伊万里市大坪町乙337番地	伊万里西松浦森林組合	代表理事組合長 西 常男
		変更後	伊万里市大坪町丙140番地 1	”	”

●佐賀県告示第十七号

次の保安林の解除予定を取り消すので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二の規定により告示する。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古 川 康

解除予定を取り消す保安林の所在場所

唐津市肥前町中浦字倉ノ下一六三六の二（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年一月十六日から平成十八年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前の 後別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
県道 佐賀脊振線	佐賀市兵庫町大字若宮字二本黒 木一八二一第一地先から 佐賀市金立町大字葉師丸字一本 黒木六九番一地先まで	佐賀市兵庫町大字若宮字二本黒 木一八二一第一地先から 佐賀市金立町大字葉師丸字一本 黒木六九番一地先まで	四〇・四 一五・二	一、五四〇・〇	
	佐賀市兵庫町大字若宮字二本黒 木一八二一第一地先から 佐賀市金立町大字葉師丸字一本 黒木六九番一地先まで	佐賀市兵庫町大字若宮字二本黒 木一八二一第一地先から 佐賀市金立町大字葉師丸字一本 黒木六九番一地先まで	一五・四 八・八	三六九・〇	三六一・三

●佐賀県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年一月十六日から平成十八年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		変更前の 後別	区域	
	前	後		幅員 メートル	延長 メートル
県道 松尾佐賀停車場線	佐賀市八戸溝二丁目九九〇番地 先から 佐賀市神園五丁目一〇七一番六 地先まで	佐賀市八戸溝二丁目九九〇番地 先から 佐賀市神園五丁目一〇七一番六 地先まで	二〇・九 九・九	五〇〇・〇	
	佐賀市八戸溝二丁目九九〇番地 先から 佐賀市神園五丁目一〇七一番六 地先まで	佐賀市八戸溝二丁目九九〇番地 先から 佐賀市神園五丁目一〇七一番六 地先まで	一四・三 四・一	五〇〇・三	

●佐賀県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区域を表示した図面は、平成十八年一月十六日から平成十八年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 松尾佐賀停車場線	佐賀市八戸溝二丁目九九〇番地先から 佐賀市神園五丁目一〇七一番六地先まで	平成一八・一・一六

●佐賀県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年一月十六日から平成十八年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供す

る。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
県道 武雄伊万里 線	武雄市武内町大字真手野字野隅 二一五〇五番地先から 武雄市武内町大字真手野字八反 田二一六三五番地先まで	後	二〇・四 九・一	三九七・九	
	武雄市武内町大字真手野字野隅 二一五〇五番地先から 武雄市武内町大字真手野字八反 田二一六三五番地先まで	前	二〇・四 九・〇	三九七・七	

●佐賀県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年一月十六日から平成十八年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄伊万里線	武雄市武内町大字真手野字野隅二一五〇五番地 先から 武雄市武内町大字真手野字八反田二一六三五番 地先まで	平成一八・一・一六

○ 公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成18年1月16日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種別 公共測量(地盤沈下観測調査一級水準測量)
- 2 作業期間 平成18年1月4日から平成18年3月17日まで
- 3 作業地域 佐賀市諸富町

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年一月十六日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷